

石狩市の財政 2008



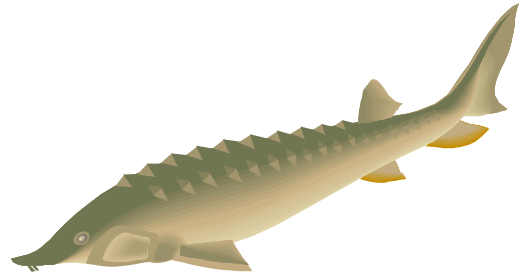
石 狩 市

はじめに

この「石狩市の財政」は、市民の皆様が「財政」というものを考える際の補助資料として活用していただくことを目的に発行しているものです。

本市では平成19年度より5年間で収支バランスの均衡を図る「石狩市財政再建計画」を策定し、財政構造改革を今まで以上に強力に推し進めております。

今後の市の財政状況を考える上で本資料が参考となればと思いますので、是非ご一読下さい。

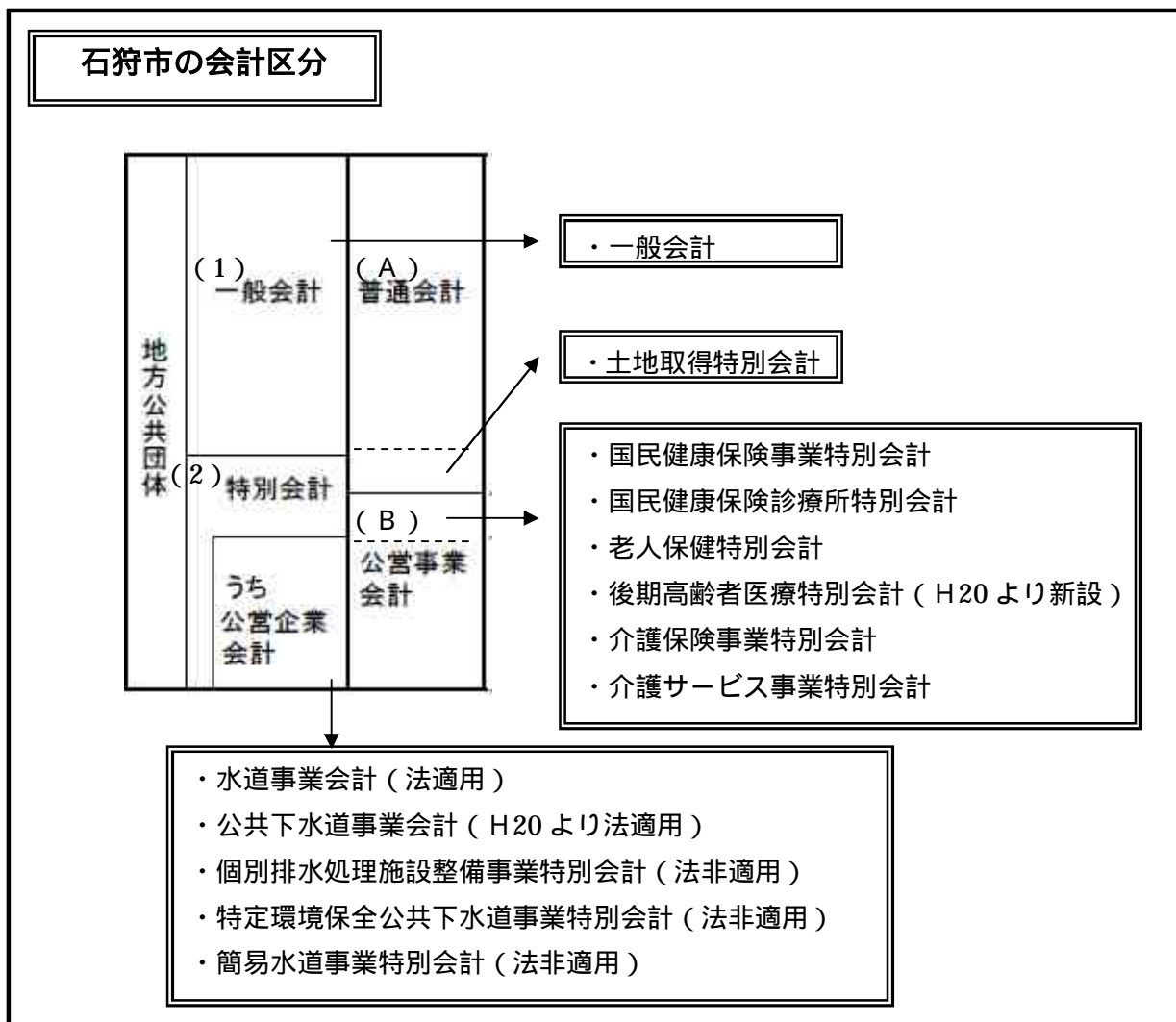


目次

1 地方公共団体の会計区分	P 1
(1) 一般会計	P 1
(2) 特別会計	P 1
(2) -1 公営企業会計	P 2
(A) 普通会計	P 2
(B) 公営事業会計	P 2
2 平成19年度普通会計決算の概要	P 3 ~ 13
(1) 歳入	P 3
(2) 歳出	P 10
3 転換期の財政	P 15 ~ 19
(1) 市税	P 15
(2) 義務的経費	P 16
(3) 基金残高	P 17
(4) 市債残高	P 18
(5) 実質的に市が抱えている債務の残高 ..	P 19
4 財政運営の健全度	P 21 ~ 25
(1) 財政健全化指数(4指標)	P 21
(2) 経常収支比率	P 24
(3) 財政力指数	P 25
5 財政再建計画	P 26 ~ 28
(1) 再建計画期間の経過状況	P 26
(2) P L A N - D O - C H E C K - A C T ..	P 28

1 地方公共団体の会計区分

図1 石狩市会計区分



(1) 一般会計

地方公共団体の会計は、大きく分けて「一般会計」と「特別会計」2つに区分されます。このうち、一般会計は、市の会計の中心となる会計で、福祉や教育など行政運営の基本的な経費を計上した会計です。

(2) 特別会計

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、特定の収入で特定の支出にあて、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置するものです。なお、特別会計の設置については、法令に義務付けられているものを除き、すべて条例によらなければならないとされています。

本市では、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計（平成20年度新設）、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、介護サービス事業特別会計、土地取得特別会計、下水道事業特別会計（H20より公共下水道事業会計）、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、水道事業会計、簡易水道事業特別会計の12の特別会計を設置しています。

ア 法令に義務付けられているもの

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、介護サービス事業特別会計

イ 市の条例で設置しているもの

土地取得特別会計、下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計

(2)-1 公営企業会計

特別会計のうち、公営企業会計とは、当該事業にかかる経費を主に使用料等の収入でまかなって住民サービスを提供するための特別会計です。

公営企業とは、地方公共団体の経営する企業を指し、地方公営企業法の適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業とに分かれます。

法適用企業においては、民間企業と同様に、貸借対照表等の財務諸表を用いた企業会計方式で経理が行われます(本市では、上水道会計と公共下水道会計(h20より)が該当いたします)。

法非適用企業においては、一般会計同様に、官庁会計方式で経理が行われます(本市では、個別排水処理施設整備事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計が該当します。)

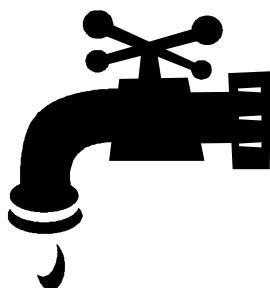
(A) 普通会計

上記の区分方法は、収入の性質において会計を区分しておりますが、経理の区分けは、個々の地方公共団体ごとに異なります。そこで、全国的な統計や団体間の財政比較を行えるように、全国で統一的に用いるものとして、普通会計・公営事業会計という会計区分があります。

普通会計は、一般会計と公営事業会計に属さない特別会計(本市では土地取得特別会計が該当)からなっており、教育・社会福祉、土木、消防等自治体の行政運営の基本的な経費が計上されます。

(B) 公営事業会計

公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、特別会計を設けてその経理を行う必要のある、公営企業や事業(水道や下水道など)に係る会計です。



2 平成19年度普通会計決算の概要

(1) 歳入

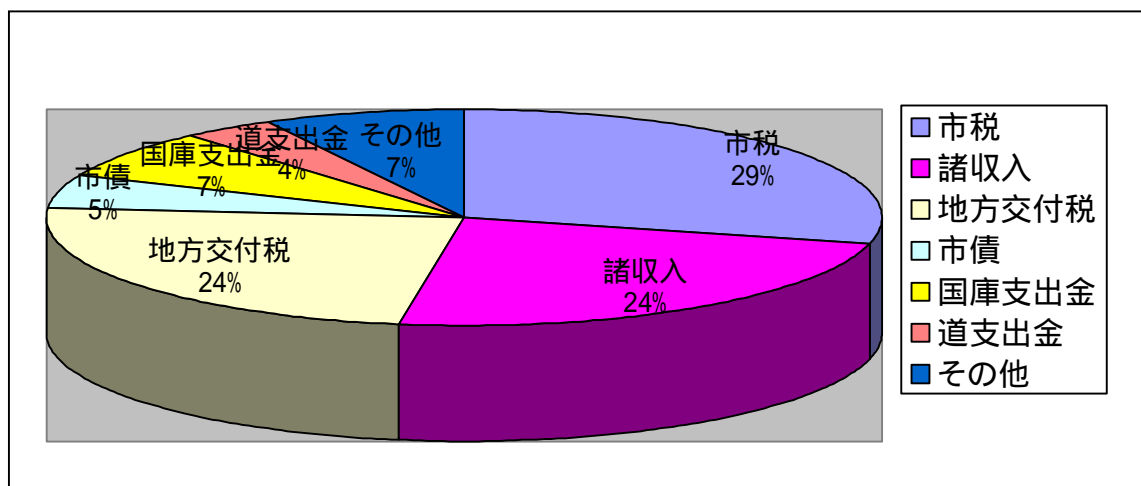
市民生活の向上のために様々な仕事（事業）が行われていますが、それを支えるためには、財源が必要となります。財源には市民税や固定資産税などの市税、自治体の財政力に応じて交付される地方交付税、国や道からの補助金、借入金である市債などがあり、平成19年度普通会計の決算額は表1のとおりで、図2は科目別割合を示しています。

表1 平成19年度普通会計歳入決算額

		(単位:千円)			
区 分	金 額	前年比	区 分	金 額	前年比
1 市税	8,299,033	9.8%	12 交通安全対策特別交付金	17,102	0.9%
2 地方譲与税	434,037	-49.9%	13 分担金及び負担金	237,327	5.3%
3 利子割交付金	26,474	29.4%	14 使用料及び手数料	461,447	15.6%
4 配当割交付金	14,008	24.7%	15 国庫支出金	2,065,558	25.5%
5 株式等譲渡所得割交付金	7,659	-8.2%	16 道支出金	1,070,823	-8.8%
6 ゴルフ場利用税交付金	88,814	0.9%	17 財産収入	40,877	-82.8%
7 地方消費税交付金	618,276	0.0%	18 寄附金	1,982	-90.6%
8 自動車取得税交付金	126,250	-0.1%	19 繰入金	4,412	-99.1%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,263	2.2%	20 繰越金	127,364	450.3%
10 地方特例交付金・特別交付金	36,702	-69.1%	21 諸収入	6,816,048	-4.4%
11 地方交付税	6,861,344	2.6%	22 市債	1,441,400	-23.7%
			計	28,801,200	-1.9%

資料：平成19年度決算統計

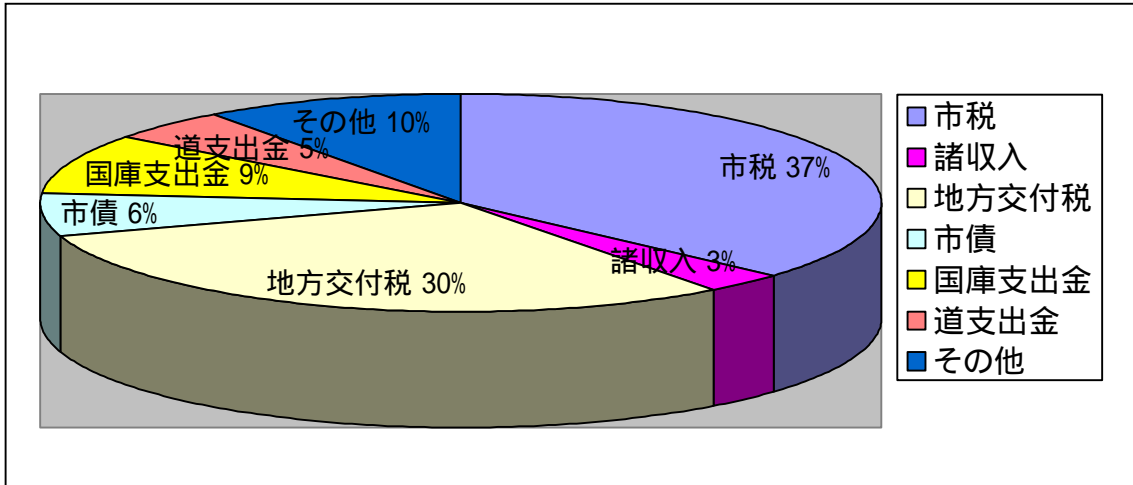
図2 平成19年度普通会計歳入決算額における科目別割合




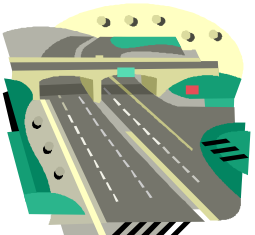


皆さん、2ページの表やグラフを見て、諸収入の金額が異常に多いのに気付かれませんか。これは、石狩市土地開発公社の金利負担を軽減することを目的に、年度当初に多額の無利子貸し付けを行い、年度末に貸付金額と同額を回収しているためです。この金額は、60億9250万円あることから、実質の歳入決算額は、288億120万円から60億9250万円を差し引いた227億870万円となり、2ページの図1も次の参考図のようになります。

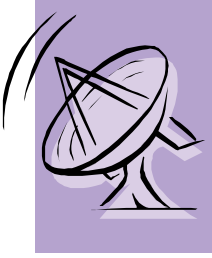
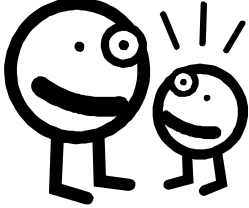



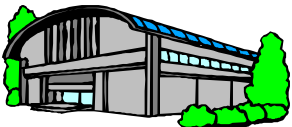
(参考図) 平成19年度普通会計歳入決算額における科目別割合
(貸付金の年度内回収分を除く)



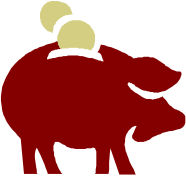

用語解説：平成19年度における市の歳入科目

歳入科目名	内 容
1 市税 	<p>所得税など国が課税する国税に対し、市の課税権により主に市民の皆さんから市に納めていただく税です。</p> <p>本市には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税などがあります。</p>
2 地方譲与税 	<p>徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収され、その後、一定の基準により道や市町村に譲与される税です。</p> <p>本市には、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税があり、人口規模や市町村道の面積・延長、外国貿易船のトン数などを基準として配分し譲与されます。</p>

<p>3 利子割交付金</p> 	<p>銀行預金利子などの利子等にかかる住民税については、金融機関等を通じて道民税利子割として課税されています。この税収から、道が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち5分の3がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。</p>
<p>4 配当割交付金</p> 	<p>道民税として、平成19年1月1日以降に支払われる株式などの配当金について課税され、一定相当額が交付されます。</p>
<p>5 株式等譲渡所得割交付金</p> 	<p>道民税として、平成19年1月1日以降に発生する株式などの譲渡益について課税され、一定相当額が市町村に交付されます。</p>
<p>6 ゴルフ場利用税交付金</p> 	<p>ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、道が収納したゴルフ場利用税の70%が、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。</p>
<p>7 地方消費税交付金</p> 	<p>私たちが買物などをしたときは、お店に5%の消費税を納めますが、このうち国の消費税率は4%で、残りの1%が地方消費税として道の収入となります。この税収のうち50%が国勢調査の人口と事業所統計の従業者数を基準に市町村に交付されます。</p>
<p>8 自動車取得税交付金</p> 	<p>自動車取得税は、自動車の取得に対して課される税金で、この税収から、道が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち70%が市道の面積や延長を基準に市町村に交付されます。</p>

<p>9 国有提供施設等所在市町村助成交付金</p> 	<p>自衛隊が使用する演習場等の用に供する固定資産が所在する市町村に対して国から交付されます。</p>
<p>10 地方特例交付金・特別交付金</p> 	<p>地方特例交付金...児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための措置として交付されるものです。</p> <p>特別交付金 ...恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として創設されたものです。</p>
<p>11 地方交付税</p> 	<p>市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金です。国税3税(所得税及び酒税の32%、法人税の35.8%)に消費税の29.5%、たばこ税の25%を加えた5税が原資となっています。</p>
<p>12 交通安全対策特別交付金</p> 	<p>市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費にあてるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。</p>
<p>13 分担金及び負担金</p> 	<p>分担金は、市が一部または特定の者に対し、特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金です。(例：土地改良事業分担金)</p> <p>一方、負担金も一定の事務事業について、特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付です(例：保育所負担金)。</p>
<p>14 使用料及び手数料</p> 	<p>使用料は、市が所有し、または管理している施設を利用する時に、市に納付されるお金です。納付された使用料は、その施設を維持、管理するための経費の財源となります。</p> <p>手数料は、市が特定の人のために行う行政サービスの対価として市に納付されるお金です。納付された手数料は、その行政サービスを行うための経費の財源となります。</p>

<p>15 国庫支出金</p> 	<p>市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として国から用途を特定されて交付される収入です。</p>
<p>16 道支出金</p> 	<p>市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として道から用途を特定されて交付される収入です。</p>
<p>17 財産収入</p> 	<p>市が所有する財産等を貸し付けることによって生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市の財産を譲渡することなどにより生じる財産売却収入とがあります。</p>
<p>18 寄附金</p> 	<p>市に対する金銭の無償譲渡で、用途を特定しない一般寄附金と用途を特定した指定寄附金とがあります。</p>
<p>19 繰入金</p> 	<p>普通会計の場合においては、各種基金を取り崩して普通会計に繰り入れられるお金です。</p>
<p>20 繰越金</p> 	<p>前年度の決算で生じた余剰金を、翌年度の歳入に編入するときの収入です。</p>

<p>21 諸収入</p> 	<p>他のどの歳入科目にも含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。</p>
<p>22 市債</p> 	<p>市が社会資本の整備等を行うために必要な財源を調達するための債務です。また、近年は国や地方公共団体の財源不足や、減税による財源の減少を補てんするために地方債を発行することもあります。</p>



(質問): 平成19年度の歳入科目を、国、北海道、市民からの収入に分類すると、どうなりますか。

(回答): 大まかに分類すると、次のとおりになります。なお、繰入金、繰越金、市債については、お金のやりくりのための収入であることから、「その他の収入」として分類しています。

- 1 国からの収入：地方譲与税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金
- 2 北海道からの収入：利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、道支出金
- 3 主に市民からの収入：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 4 その他の収入：繰入金、繰越金、市債

用語解説：歳入の分類

ア 自主財源と依存財源

市に入ってくるお金の調達方法に着目した分類で、市が自主的に収入できる財源が自主財源、国または道の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源が依存財源です。自主財源の割合が高いほど、市が自主的に財政活動を行うことができます。

(ア) **自主財源**：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。



(イ) **依存財源**：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、道支出金、市債がこれに該当します。



イ 一般財源と特定財源

市に入ってくるお金の使途が特定されているか否かに着目した分類で、財源の使途が特定されないものが一般財源、財源の使途が特定されているものが特定財源です。一般財源の割合が高いほど、弾力的な財政運営を行うことができます。

(ア) **一般財源**：市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金、繰越金がこれに該当します。

(イ) **特定財源**：分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫補助金、道支出金、繰入金、諸収入、市債がこれに該当します。

使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債等については、その収納した目的、性格等によって一般財源にも特定財源にもなりえます。

(2) 歳出

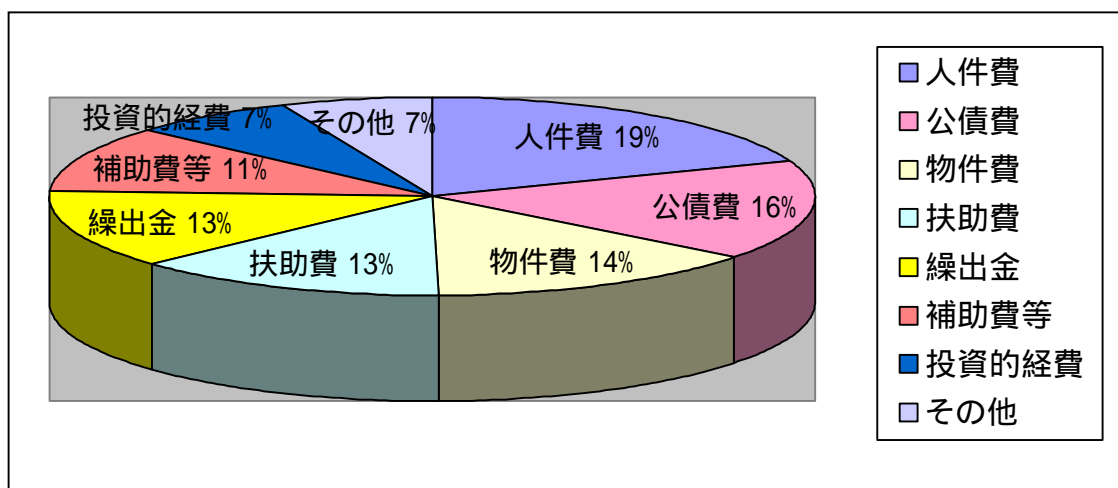
本市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかを知るために、歳出をその行政目的別に分類したものが目的別経費(表2の左側参照)であり、また財政構造をよりわかりやすくするために、扶助費や公債費など歳出をその性質別に分類したものが性質別経費(表2の右側参照)で、図3は性質別経費の科目別割合(歳入と同様に、石狩市土地開発公社への年度内回収分の貸付金を除く)を示しています。

表2 平成19年度普通会計歳出決算額

目的別経費 (単位:千円)			性質別経費 (単位:千円)		
区分	金額	前年比	区分	金額	前年比
1 議会費	231,448	-22.2%	1 人件費	4,324,311	-1.9%
2 総務費	2,562,817	-1.3%	2 物件費	3,124,751	-0.7%
3 民生費	6,111,325	5.9%	3 維持補修費	952,121	12.0%
4 衛生費	2,257,172	6.7%	4 扶助費	3,012,654	26.9%
5 労働費	35,010	6.3%	5 補助費等		
6 農林水産業費	576,796	-21.1%	一部事務組合に対するもの	1,514,282	2.8%
7 商工費	362,894	-4.9%	その他	927,275	-31.6%
8 土木費	9,150,853	-1.7%	小計	2,441,557	-13.7%
9 消防費	1,085,188	3.4%	6 公債費		
10 教育費	2,469,092	-14.5%	元利償還金	3,624,731	-10.1%
11 公債費	3,677,589	-9.6%	一時借入金利子	52,773	60.9%
計	28,520,184	-2.5%	小計	3,677,504	-9.5%
			7 積立金	8,936	-80.3%
			8 投資及び出資金・貸付金	6,551,275	1.6%
			9 繰出金	2,850,063	6.0%
			10 投資的経費		
			普通建設事業費	1,577,012	-33.9%
			災害復旧事業費	0	
			失業対策事業費	0	
			小計	1,577,012	-33.9%
			計	28,520,184	-2.5%

資料：平成19年度決算統計



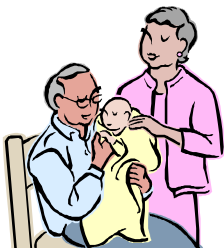


図3 平成19年度普通会計歳出決算額(性質別経費)の科目別割合
(貸付金の年度内回収分を除く)

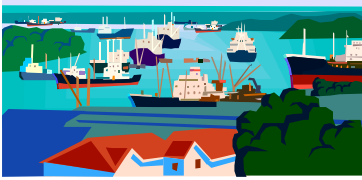






用語解説：平成19年度における市の歳出科目

ア 目的別経費

市の経費を、行政目的によって分類したもので、市の予算及び決算において最も大きな区分である「款(かん)」の区分を基準とした分類となっています。目的別経費では、行政分野ごとの大まかな予算の比重を知ることができます。また、議会において予算を審議する場合にもこれが使われます。

歳出科目名	内 容
1 議会費 	議会の活動にかかる経費です。議員の報酬や手当、議会や委員会の運営経費などがあります。
2 総務費 	市役所の管理・運営、情報化推進、統計調査、まちづくり、財政運営、国際交流、広報広聴、コミュニティの推進、戸籍関係事務、税の賦課・徴収、選挙などにかかる経費です。
3 民生費 	高齢者や障がい者福祉、児童福祉、医療給付や生活保護など、安定した社会生活をするためにかかる経費です。
4 衛生費 	病気予防のための各種検診、予防接種、ごみ処理、環境対策など、健康で衛生的な生活環境を保持するためにかかる経費です。
5 労働費 	失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

<p>6 農林水産業費</p> 	<p>農業、林業、水産業など、第一次産業の振興にかかる経費です。</p>
<p>7 商工費</p> 	<p>商工業の振興、企業誘致、観光の振興にかかる経費です。</p>
<p>8 土木費</p> 	<p>道路や公園の整備、除排雪、港湾整備、都市計画、公営住宅などにかかる経費で、下水道事業特別会計への繰出金も含まれています。</p>
<p>9 消防費</p> 	<p>防火・消火活動、救急・防災活動、消防車両の整備などのための経費です。なお、石狩市の場合は、近隣の自治体と一部事務組合を設立し、共同で事務処理を行っていますが、この組合に対する負担金は消防費のほとんどを占めています。</p>
<p>10 教育費</p> 	<p>小中学校、公民館、図書館、スポーツ施設の建設・管理・運営、生涯学習の推進、文化財の保護などにかかる経費です。</p>
<p>11 公債費</p> 	<p>過去に借入れた市債や一時借入金の元金や利子などの償還にかかる経費です。</p>

イ 性質別経費

市の経費を、その経済的性質を基準として分類したものです。性質別に分類することは、市の財政の体質を分析するうえで意義があります。分析の結果から財政運営の指針を見つけ出すことができます。

歳出科目名	内 容
1 人件費 	<p>職員給、議員報酬、各種委員報酬、共済組合等への負担金など、常勤職員や非常勤の特別職の勤労の対価として支払われる一切の経費です。</p> <p>ただし、道路や公園の整備など普通建設事業に携わる職員の人件費については、普通建設事業費に区分されます。</p>
2 物件費 	<p>賃金や旅費、交際費、需用費（消耗品費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料など、資産として残らない消費的な経費の総称です。</p>
3 維持補修費 	<p>市が管理する公共施設の効用を保全するための経費です。建物の大規模改修等は普通建設事業費に、備品等の修繕費は物件費に区分されます。なお、道路の除排雪経費もここに分類されます。</p>
4 扶助費 	<p>市が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費で、生活保護費、児童手当、医療費助成、就学援助などがあります。</p>
5 補助費等 	<p>補助費等に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様です。主な経費としては、団体に対する負担金や補助金、報償費、公営企業会計への繰出金等があります。</p> <p>なお、本市は、消防、港湾管理など、他自治体と共同して事務処理を行うための一部事務組合を数多く設立しているのが特徴で、平成19年度決算におけるこれら組合に対する負担金の割合は、補助費等全体の61%程度を占めています。</p>

<p>6 公債費</p> 	<p>市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。</p>
<p>7 積立金</p> 	<p>積立金とは、収支不足の際にその穴埋めをするための基金や特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費です。</p>
<p>8 投資及び出資金・貸付金</p> 	<p>投資及び出資金とは、公益上の必要性から、共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や、財団法人への出捐金として支出する場合の経費です。</p> <p>また、貸付金とは、特定の政策目的のために貸付けられる経費で、土地開発公社貸付金や石狩サービス(株)運営資金貸付金などがあります。</p>
<p>9 繰出金</p> 	<p>会計間で、他の会計に支出される経費です。本市では普通会計から特別会計に支出される経費のことです。</p>
<p>10 投資的経費</p> 	<p>その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等が将来に残るものに対して支出される経費をいい、次のとおり普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費があります。</p> <p>普通建設事業費：道路の改良、公園の新設、小中学校や図書館などの建設事業にかかる経費。</p>

3 転換期の財政

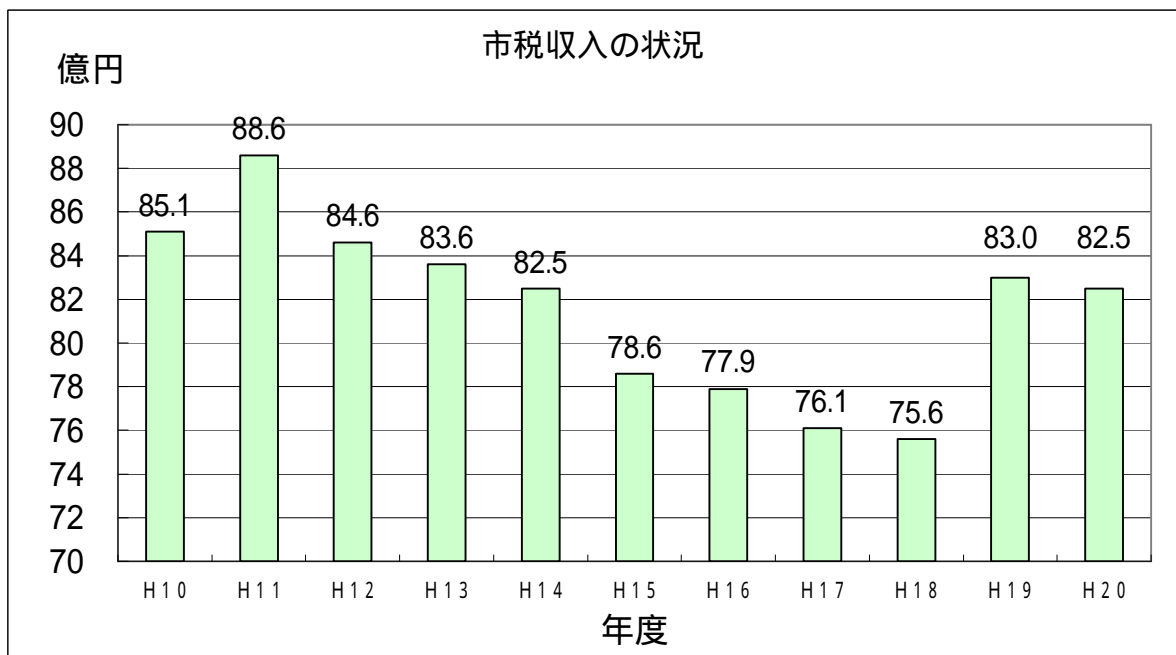
(1) 市税

市税収入は、平成11年度の約88.6億円をピークに平成18年度まで減少傾向にありました(図4参照)。特に平成18年度は、景気低迷による税収の伸び悩みに加え、3年に一度の固定資産税の評価替え(、)の年であったため、更に税収が落ち込み、決算額は約75.6億円と、ピーク時に比べて12億円近くも落ち込みました。

しかし、三位一体の改革による国からの税源移譲(所得税 住民税)が平成19年度から行われることにより、19年度は税収が増収へと転じました(ただし、譲与税については、これまで国から税源移譲分として譲与されていた所得譲与税譲与金は廃止されたため、減少となっております。)

平成20年度も引き続き80億円台の税収を見込んでおりますが、21年度には再び評価替えがあるため、引き続き税収の確保には努力をしていかなければなりません。

図4 市税の推移



注：H20は予算ベース

資料：各年度決算統計

1 評価替え？

固定資産税は、固定資産の価格すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。このため、土地と家屋については、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

なお、次回の評価替えは平成21年度に行われます。

(2) 義務的経費

義務的経費とは、法令あるいはその性質上支出が義務づけられている「人件費、扶助費（生活保護費、医療費助成など）、公債費」の合計をいい、その歳出総額に占める割合が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。

この経費は近年上昇傾向にあり、市の財政を硬直化させています（図5参照）。

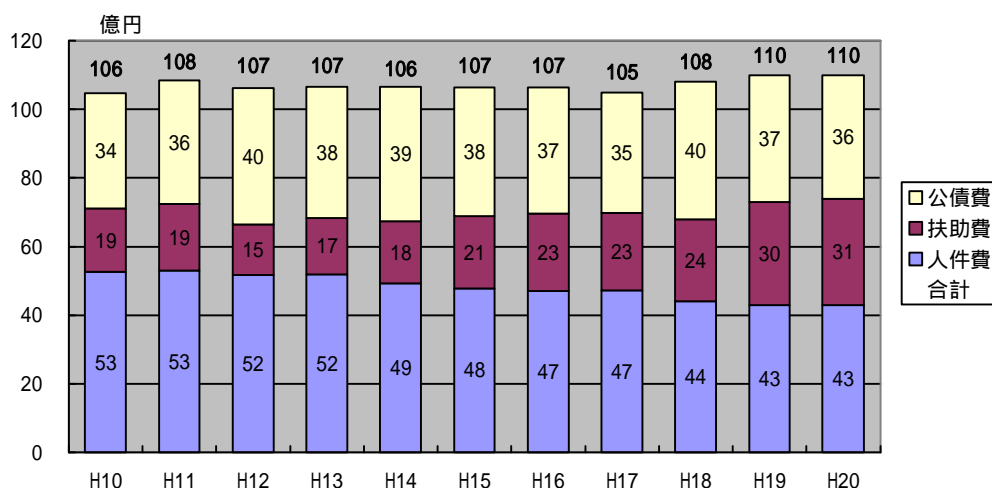
人件費に関しては、財政再建計画に則り、新規採用を控え職員数の適正化を図っていることから、近年は減少基調となっております。

公債費に関しては、平成18年度に26億円規模の借換を行って公債費の平準化を計りました。また、財政再建化計画に則り、今後5年間新発債の発行を抑えていることから、減少傾向に転じています。

一方、扶助費に特別会計（国民健康保険事業・後期高齢者医療（老人保健）・介護保険事業）への繰出金を加えた社会保障費（図6参照）は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、市の持分が減ったことから減少しておりますが、本制度は今後変更が予想されることから、総体としては今後も増加することが予想されます。

図5 義務的経費の推移

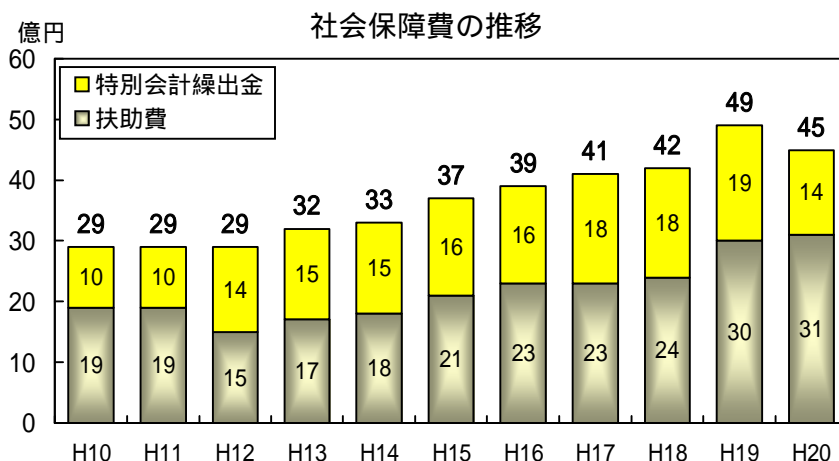
資料：各年度決算統計



注：H20は予算ベース

図6 社会保障費（扶助費＋国保・後期高齢者医療（老人保健）・介護保険・介護サービス特別会計繰出金）の推移

資料：各年度決算統計



注：H20は予算ベース

(3) 基金残高

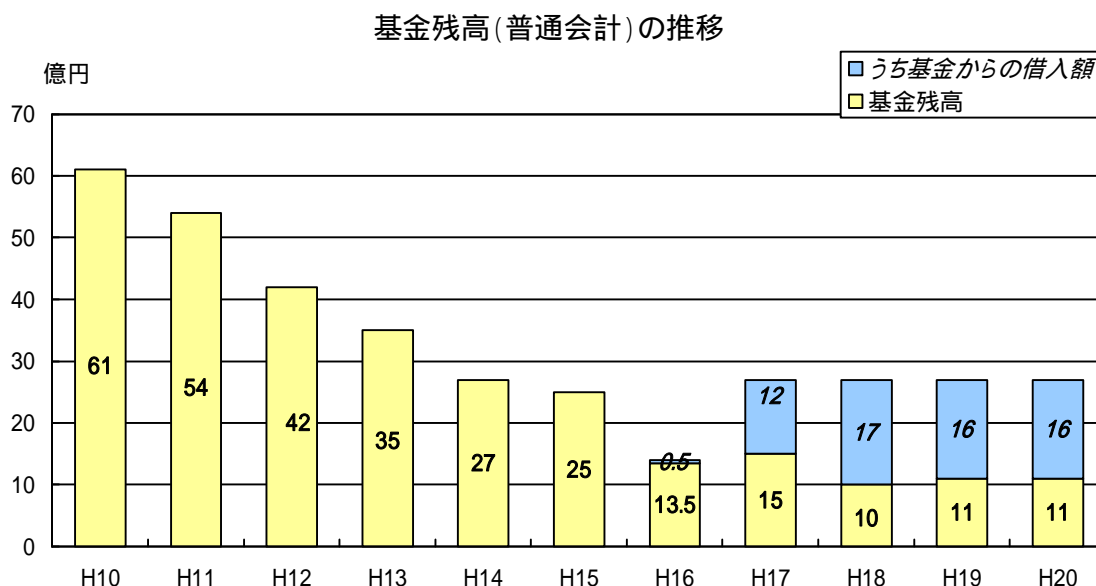
基金とは市の貯金のことであり、その種類には**財政調整基金**(₂)、**減債基金**、特定目的のための基金があります。これまで積立をしてきた基金も平成9年度以降の歳入不足による取り崩しにより急激に残高が減少し(図7参照)ほとんど底を突いている状況です。

そこで、近年は本来特定の目的に利用する基金から一時的に借入を行い、財源不足を補っておりましたが、平成19年度決算においては、借入を行わずに収支均衡を図ることが出来ました。

今後も引き続き基金からの繰入れに頼らなくても経営できる安定した財政運営を行えるよう、再建計画を遵守していきます。

図7 基金残高の推移

資料：各年度決算統計



注：H20は予算ベース

2 財政用語解説(基金)

財政調整基金：災害の発生等による不時の支出の増加や経済不況による予期せぬ収入減により財政運営が困難にならないよう、財源に余裕のある年度に積立を行うこととされている基金です。

減債基金：公債費の償還が毎年度の財政運営に影響を与えないよう計画的に償還するために積み立てることとされている基金です。

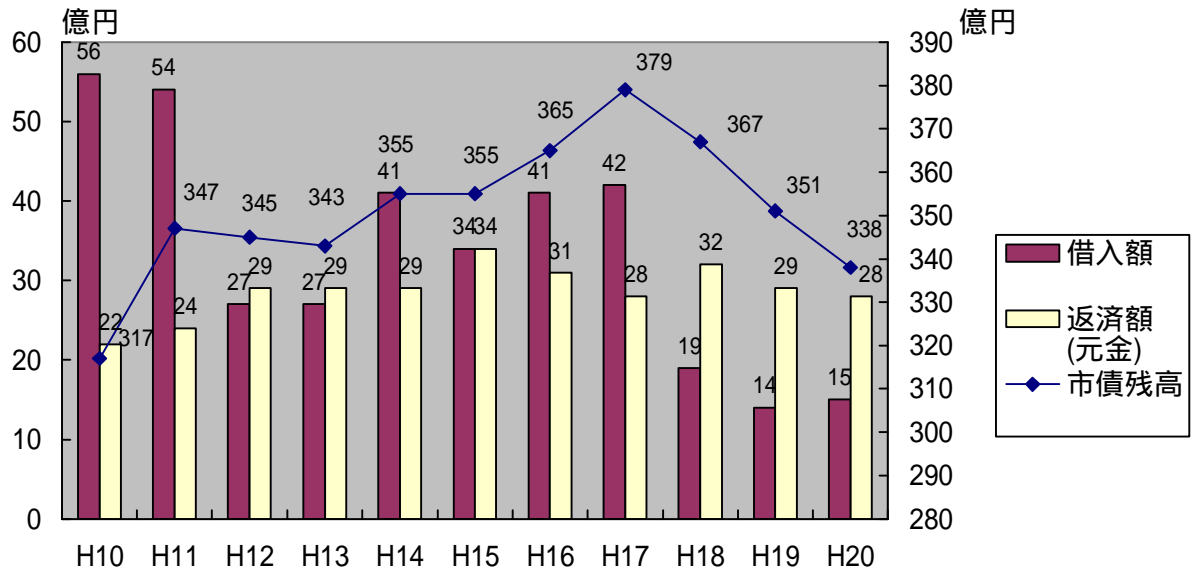
財政運営基金：一般的に上記の2つの基金が、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金となります。このため、市では財政調整基金と減債基金を合算したものを便宜上「財政運営基金」と呼んでいます。

(4) 市債残高

近年続いていた市債残高の増加は、平成17年度をピークに減少に転じています(図8参照)。これは、平成18年度に「公債費平準化(3)」を目的とした借換債の発行(図9参照)「財政再建化計画に則った新発債発行の抑制」の2本建てで公債費対策を講じた結果です。また、今後も建設事業の規模を縮小し、新規発行を抑えていく方向であることから、この傾向は続いていきます。

しかし、普通会計ベースの平成19年度末の公債残高は351億円と、依然として管内他市と比較しても高い水準にあり、市民1人当たりによると約57万円の借金を抱えていることから、更なるスピードで公債費圧縮を推し進める必要があります。

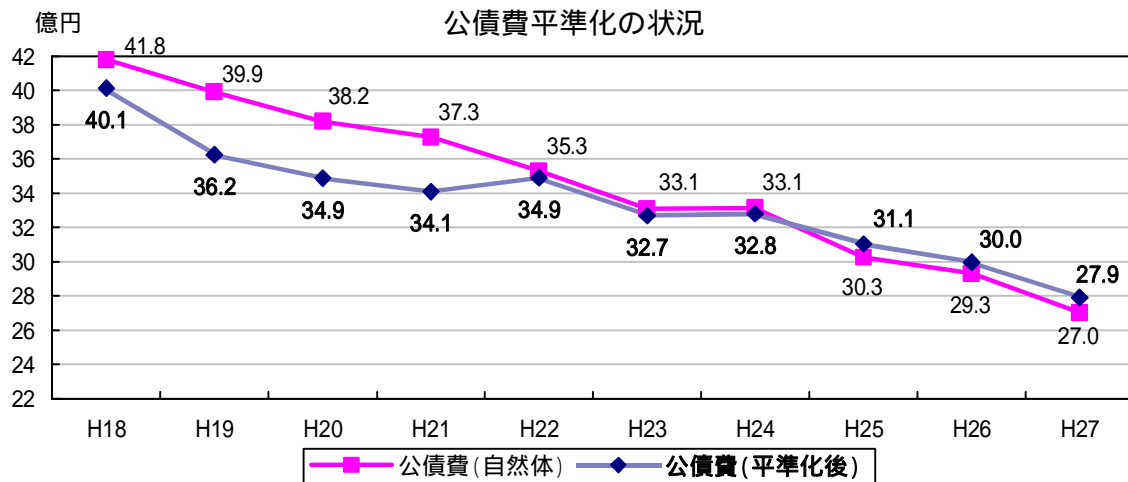
図8 市債残高の推移



注：H20は予算ベース

資料：各年度決算統計

図9 公債費平準化の状況



3 公債費平準化？

平成18年度に市独自の取り組みとして、既に借入している市債の中で、施設の耐用年数に比して償還期間が短いものを抽出し、耐用年数に即した償還期間に設定しなおして借換えを行い、公債費の平準化を図りました。

また、平成19年から国の方針で、合併をした市町村で、実質公債費比率が高い自治体に対して、国や㈱かんぽ生命保険（旧郵便局）から借入している市債を、補償金 無しで借換することが優先的に認められることから、本市も本方針に則り積極的に繰上償還及び借換えを行い、公債費負担の低減を図っていく予定です。

(5) 実質的に市が抱えている債務の残高

平成19年度末の市債残高約351億円（市民1人当たり約5.7万円）というのは、あくまでも市の普通会計のみの額です。これに下水道事業など他の会計の公債残高に対する普通会計の将来負担額(4)を加えると約481億円、さらに公債費に準ずる債務負担行為(5)を加えると約499億円にもなります。また、市が加入している一部事務組合の公債残高に対する普通会計の将来負担額は約35億円、石狩市土地開発公社の借入金残高は約61億円となっています。これら**実際に石狩市が抱えている債務（将来負担）の額は、591億円、市民1人当たりでは約9.7万円**となります（表3参照）。

なお、国民健康保険事業特別会計は恒常的な赤字体質に陥っており、近年赤字額の増加傾向に歯止めがかからない状況になっております。この赤字額を補てんする方法として、**前年度繰上充用金(6)**を用いていますが、その額は約12億円になることから、この累積赤字額も実質的な市の債務といえるでしょう。

4 将来負担額？

特別会計・一部事務組合の債務残高のうち石狩市の将来負担額について

これまで、特別会計については債務残高、一部事務組合の債務残高については、負担金の負担割合等から持分を算定し、その額を市の債務残高として記載しておりました。しかし、今回財政再建化法の新指標の1つである将来負担比率を算定する際に、特別会計及び一部事務組合への負担金のうち、公債費として使用される額（将来負担額）を算出することになったことから、今後本表においても、その方式を基に算出することにいたします。

- ・特別会計...繰出金のうち公債費として使われる額(準元利償還金)を算出し、そこから、準元金償還額（普通会計負担額）割合を算出する。
- ・消防事務組合...実額負担による（構成市町村別に起債分をそれぞれで負担）
- ・新港管理組合...『石狩湾新港管理組合規約』に基づく負担割合（石狩市 1/6）による。
ただし、臨海土地造成事業は、土地売却収入により償還するため、負担は発生しない。
- ・西部水道企業団...企業債の償還に対する負担はない（水道料金で賄うため）

5 債務負担行為？

6 前年度繰上充用金？

債務負担行為：債務負担行為とは、地方公共団体が物件を購入したり、施設の管理委託をしたりする場合、契約は当該年度に行いますが、その支払いなどの債務が将来にわたって発生する場合、議会の承認をもらって複数年度の歳出を見込む行為をいいます。なお、ひとくちに債務負担行為といっても、施設の委託料を複数年度契約するものも含まれますので、表3ではこのうち公債費に準ずる債務負担行為に係るものを載せています。

前年度繰上充用金：会計年度経過後、その会計年度（平成19年度）の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度（20年度）の歳入を繰り上げて、その年度（19年度）に充てることができ、このお金を前年度繰上充用金といいます。

表3 債務残高及び特別会計・一部事務組合等にする将来負担額

(単位:千円)

区分	内 訳	年度末残高	うち普通会計将来負担額
石狩市	一般会計	35,098,189	35,098,189
	土地取得特別会計	38,200	38,200
	国民健康保険診療所特別会計	11,505	11,505
	介護サービス事業特別会計	349,514	349,514
	下水道事業特別会計	12,418,873	9,761,234
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	1,331,714	599,271
	個別排水処理施設整備特別会計	196,782	104,884
	簡易水道事業会計	1,709,710	863,403
	水道事業会計	6,116,296	1,308,887
	小計	57,270,783	48,135,087
		公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,746,574
	計	59,017,357	49,881,661
一部事務組合	石狩北部地区消防事務組合	538,242	89,464
	石狩湾新港管理組合	28,206,320	3,379,054
	石狩西部広域水道企業団	10,826,300	0
	計	39,570,862	3,468,518
土地開発公社	借入金残高	6,083,746	5,768,628
計	+ +	104,671,965	59,118,807

市民1人当たりでは約97万円

4 財政運営の健全度

地方自治体の財政運営の健全度を図る指標として、いくつかの指標がありますが、ここでは、次の6つの指標についてご説明します。なお順位については、全道のデータが揃い次第、追ってお知らせいたします。

(1) 財政健全化指数(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質

公債費比率・将来負担比率)

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政健全化に関する法律(以下財政健全化法)」に基づき、新たな4つの指標を算定し、その数値を公表することになりました。

4指標については、各市の標準財政規模(7)に応じて「早期健全化基準(イエローカード)」・「財政再生基準(レッドカード)」の率が定められており、この基準を超えてしまうと、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなど国や北海道からの関与が大きくなり、市の独自性が大きく制限されることとなります。

平成19年度決算においては、4指標全てが早期健全化基準をクリアし、健全段階に位置づけられました。

なお、各指標の対象範囲については後段の表5をご参照ください。

7 標準財政規模？

地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる一般財源(市税、地方交付税、地方譲与税の合計額)の規模を**標準財規模**と言います(平成19年度は約149億円(臨時財政対策債発行可能額を加えると約156億円))。この額は、標準的な行政活動に必要なとされる一般財源の総量を示すため、主に財政分析や財政運営の指標算出に用いられます。

(1) - 1 実質赤字比率

該当無し(決算が黒字のため)

【早期健全化基準...12.74%以上】

【財政再生基準...20.00%以上】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計等(本市では、一般会計と土地取得会計が該当)の赤字額の割合を示すもので、平成19年度決算においては、本市は黒字決算であったため、本比率の該当がありませんでした。

(1) - 2 連結実質赤字比率**該当無し(連結決算が黒字のため)**

【早期健全化基準...17.74%以上】

【財政再生基準...30.00%以上】(ただし、当初3年間は経過措置で5~10%引上げ)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率は、標準財政規模に占める普通会計と連結対象特別会計の赤字額の割合を示すもので、平成19年度決算においては、国民健康保険事業において12億円を超える赤字を抱えているものの、連結ベースでは黒字決算であったため、本比率の該当がありませんでした。

表4 実質収支額・資金不足・剰余額について

(単位：千円)

会計区分		歳入額(流動資産)	歳出額(流動負債)	実質収支額(資金不足・剰余額)
普通会計	一般会計	28,797,538	28,516,522	281,016
	土地取得特別会計	3,662	3,662	0
	小計	28,801,200	28,520,184	281,016
公営企業会計	水道事業会計	1,014,588	47,090	967,498
	簡易水道事業特別会計	278,644	277,419	1,225
	下水道事業特別会計	2,106,384	2,068,510	37,874
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	121,014	121,014	0
	個別排水処理施設整備事業特別会計	12,937	11,878	1,059
	小計	3,533,567	2,525,911	1,007,656
公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	7,108,201	8,367,240	-1,259,039
	国民健康保険診療所特別会計	143,890	147,208	-3,318
	老人保健特別会計	6,340,964	6,313,525	27,439
	介護保険事業特別会計	3,444,951	3,309,405	135,546
	介護サービス事業特別会計	88,847	86,844	2,003
	小計	17,126,853	18,224,222	-1,097,369
合計		49,461,620	49,270,317	191,303

括弧内は公営企業(法適用)会計分

(1) - 3 実質公債費比率

14.2%

道内35市中17位



(平成18年度) 20.4%

同28位

【起債許可団体移行...18.0%以上】

【早期健全化基準...25.0%以上】

【財政再生基準...35.0%以上】

実質公債費比率
(3か年平均)

$$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源に占める公債費の割合で、普通会計のほかに、特別会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為の中で元利償還金に準ずる要素を加えて計算します。

つまり、この指標からは、標準財政規模から交付税措置分を控除した一般財源のうち、最終的な使途が公債費であるものの割合がわかります。

また、この比率が18%以上になると、市債の発行の際に都道府県知事の許可が必要となります(本市は平成19年度決算から18%未満となったため、協議団体へ移行しました)。

(1) - 4 将来負担比率

174.0%

道内35市中24位

【早期健全化基準...350.0%以上】

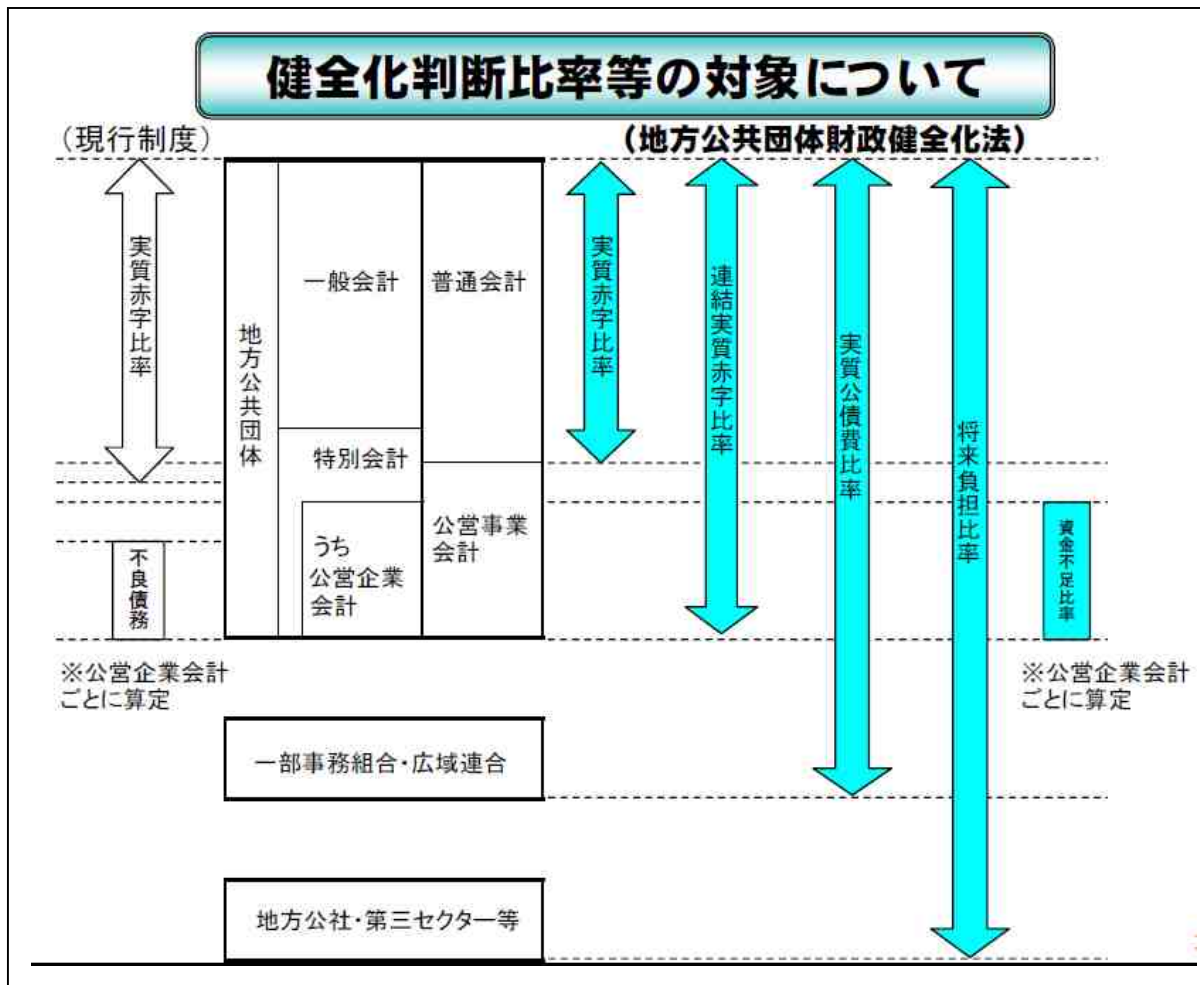
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

実質公債費比率が単年度の公債費の割合であるのに対し、将来負担比率は将来の公債費予定額の標準財政規模に対する割合を示しています。また、一部事務組合に加え、第三セクターに

対する債務保証や、土地開発公社の負債額を含むなど対象範囲を広げて負担額を算出することから、本指標からは今後市の一般財源で賄わなければならない公債費の状況を把握することが出来ます。

表5 4指標の対象範囲について



出典：『総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/exm/pdf/080604_1_3.pdf』

(2) 経常収支比率 91.6% **道内35市中 11位**

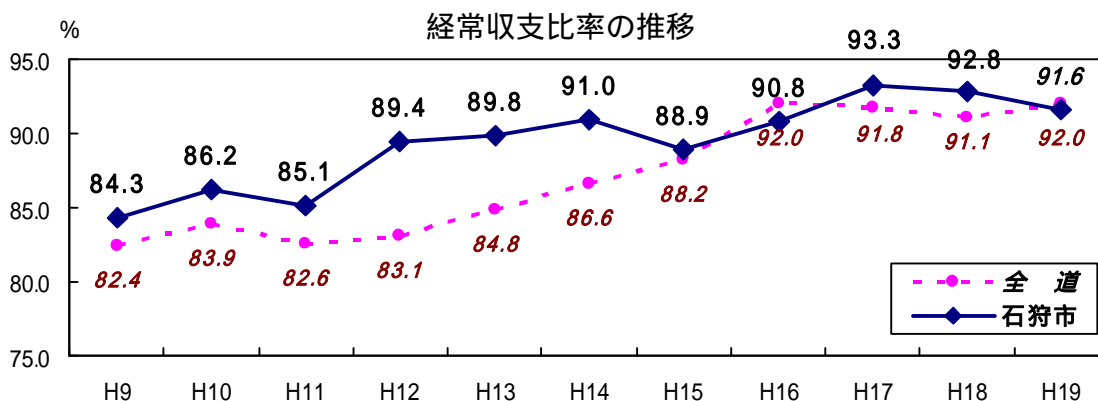
(平成18年度) 92.8% **同20位**

自治体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標を経常収支比率といいます。経常収支比率は、市税や地方交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源(使い道の決められていない財源)が、人件費や公債費など経常的に支出される経費にどの程度充てられているかを示す指標です。

一般的には都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が適当と考えられ、これを大きく超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるといわれています。

図10は、全道の平均値と実績値の推移を表わしたもので、平成19年度決算は、前年から見ると減少に転じています。

図10 経常収支比率の推移



H13以降は減税補てん債・臨時財政対策債を含みます。

資料：各年度決算統計

(3) 財政力指数 0.553 **道内35市中8位** ➡

(平成18年度) 0.545 **同8位**

ひとつの自治体が平均的な仕事をするために用意しなければならない財源と、実際に集めることができる税金は必ずしも一致しません。大まかにいうと、この平均的な仕事をするための財源と自前の収入との比率を財政力指数といい、この指数が1未満(実際に集まる税金の方が少ない)だと**普通交付税**(_。)が交付されます。

8 普通交付税？

地方公共団体が平均的な仕事をするために必要な財源を保障する制度が**地方交付税**です。全国の自治体は平均的な仕事をするために、十分な税金を独自で集める力がある団体と、そうでないところがあります。そこで、全国で集めた税金(国税)の一部をあらかじめプールしておいて、力の弱い団体の財政を補います(財政調整機能)。また、現在の自治体の仕事は、国の方針、基準により義務づけされたものが多くあり、そのため、財源は地方交付税を通じて国が保障しています(財源保障機能)。地方交付税の大半(94%)が**普通交付税**で、残りの6%が**特別交付税**です。特別交付税は災害などのその年の特別な事業に対して交付されます。

5 財政再建計画

(1) 再建計画期間の経過状況

これまでご説明した、本市の財政がおかれている状況を端的にまとめますと、

義務的経費に関して、一部減少傾向に転じているものの、扶助費等の不確定要素により今後も増加に転じる可能性がある。

税源移譲により、市税等の自主財源が大幅に伸びたが、次回の評価替え及び交付税等の依存財源が減少基調にあるなど、将来的には減収傾向になる可能性が高い。

基金の枯渇等基礎体力の不足。

という3点になります(図11・12参照)。

・ の状況が発生する要因は、国レベルでの社会保障制度の変更及び交付税の削減、道レベルでの地域の景気回復の遅れ、市レベルでの市制施行に伴う建設事業費の増大による公債費の増加等、複数の要因によるものです。

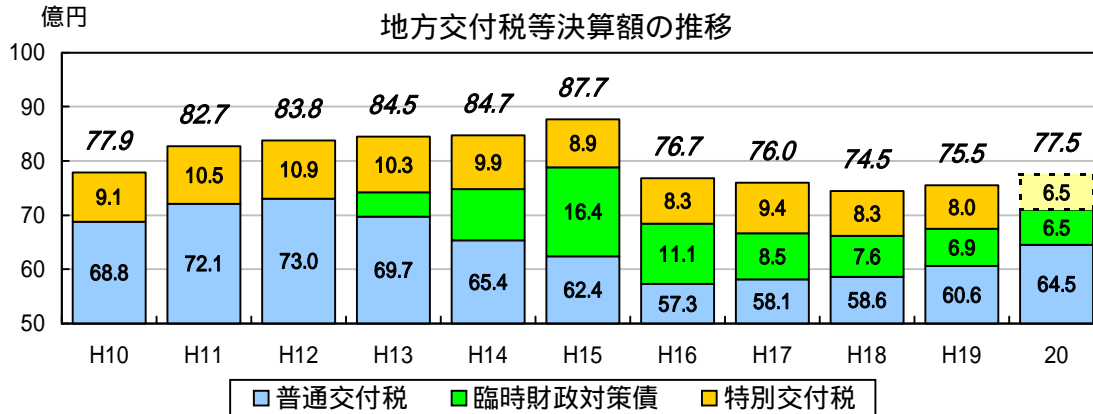
石狩市は、それらの要因に対して、これまでは基金を使って対応してきましたが、述べたように、今後は頼ることが出来ないため、まさに瀬戸際に追い込まれた形になっています。

また、石狩管内他市との比較においても、コスト高の傾向がはっきりとした形で見ることが出来ます(図13参照)。

基金という余裕を失い、かつ交付税の削減などの外的要因が、これからも市財政に大きな影響を与える可能性がある中、基礎体力を持った財政基盤を確立しなければ、財政再建団体(※)への転落の可能性が現実的なものになっています。



図11 地方交付税等の決算額の推移



注：H20 特別交付税は予算ベース

図 1 2 財源補てんをしなかった場合の収支

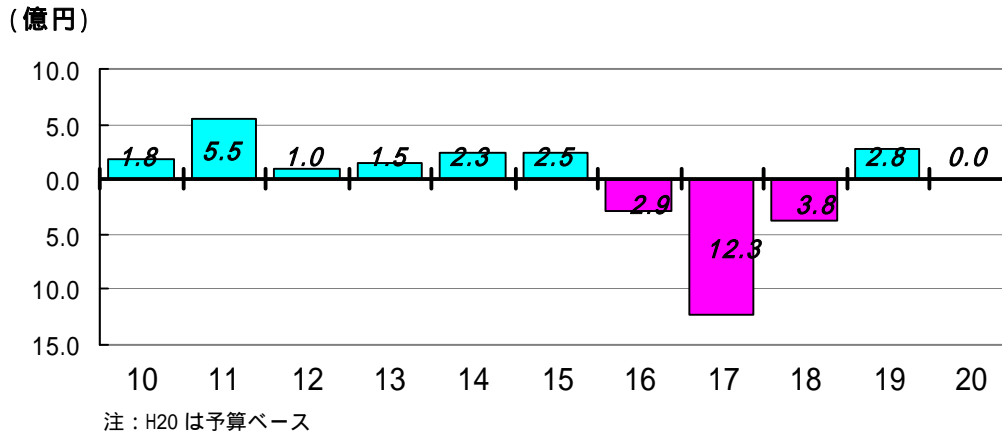
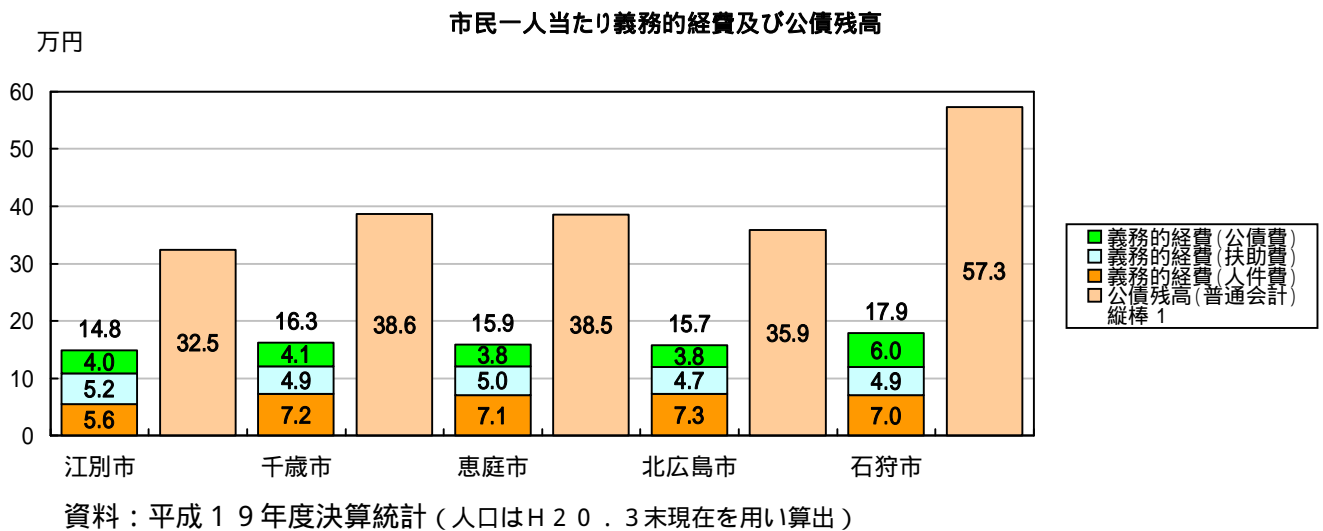


図 1 3 管内他市比較（市民一人当たり義務的経費及び公債残高）



8 財政再建団体？

地方財政再建促進特別措置法(以下「再建法」)では、標準財政規模(市税、地方交付税、地方譲与税の合計額。平成 1 9 年度は約 149 億円)の 20%以上(本市本年度予算の場合およそ 30 億円の赤字)が生じた市町村は、再建法に基づく財政再建を行う場合でなければ、地方債の発行ができなくなります。

この場合、再建法に基づかない「自主再建」を選択することも可能ですが、国直轄事業を除く公共事業、投資単独事業及び財政健全化債などの発行ができなくなるため、事実上、行財政運営が不可能となります。このため、再建法に基づく「財政再建団体」（正式には「準用財政再建団体」という。）、いわゆる“赤字再建団体”として、国の管理下で再建を図ることが一般的です。

行政への主な影響

- ・事業費の抑制(補助事業以外の市単独事業の原則禁止)
- ・職員の人員・給与の削減

市民への主な影響

- ・各種施設の使用料・手数料等及び市税の引上げ
- ・単独事業禁止に伴う各種団体への助成金の大幅削減
- ・国の制度を越える医療扶助の廃止

計 画 実 行 評 価 改 善

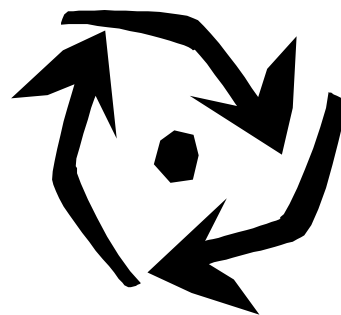
(2) PLAN-DO-CHECK-ACT

(1)で述べた3つの構造的な弱点を解消して、弾力性のある財政構造の確立を目指し、「石狩市財政再建化計画」は策定されました。

今回の再建計画は、赤字再建団体の回避、更には財政収支の均衡を図るという絶対的な命題が目標として掲げられているため、今までの改革以上の質が求められます。

そこで、再建計画をより実効性のあるものにするため、PLAN(計画)-DO(実行)-CHECK(評価)-ACT(改善)(以下PDCA)を1サイクルとするチェック体制を確立しています。

すでに、平成19年度に第1次改訂版を公表し、平成20年度以降にその結果を反映させる作業を行っております。



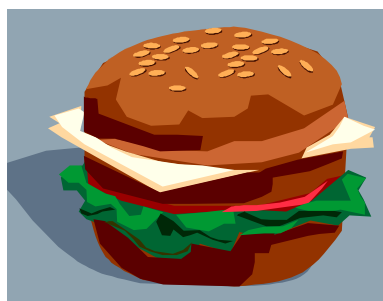
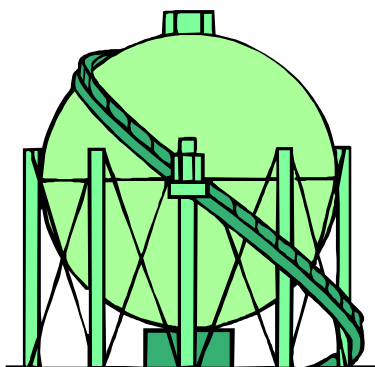
なお、再建計画の詳しい内容につきましては、別紙「石狩市財政再建計画」にて説明しておりますので、御一読頂ければと思います。

おわりに

平成16年2月に初めて「石狩市の財政 2003」を発行して以来、市民の皆さんからいくつかご指摘をいただいております。

今後も、さらにわかりやすい資料となるよう、たくさんのご意見をいただければ幸いです。

なお、最後になりますが、今後はより見て理解しやすい資料作りを心がけてまいりますので、皆さんのご協力をよろしく申し上げます。



発行：平成20年10月

編集：石狩市財政部財政課

TEL：(0133)72-3154

FAX：(0133)74-5581

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

